



はれるんマガジン

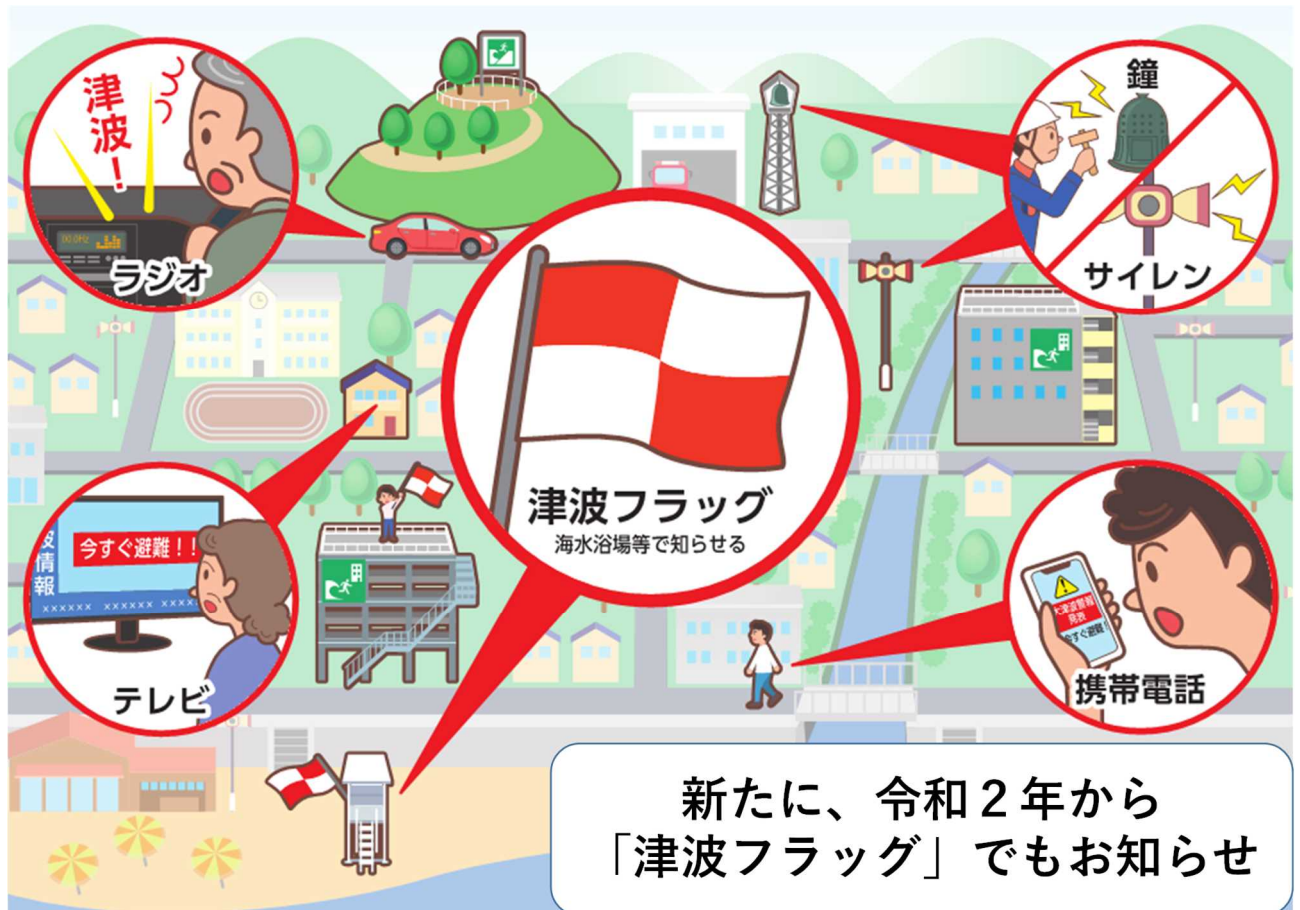
～気象・地震に関わる素朴な疑問に答えます～ 発行：福岡管区気象台

今月の素朴な疑問

津波警報等の伝達に、新たに「津波フラッグ」が設けられたと聞きましたが？

「津波フラッグ」は、津波警報等が発表されたことを視覚で伝える「赤と白の格子模様」の旗です。海岸付近でこの旗を見たら、海から離れて、より高いところを目指して逃げましょう。

※「津波警報等」は、大津波警報、津波警報、津波注意報の総称です。



新たに、令和2年から「津波フラッグ」でもお知らせ

11月5日は「津波防災の日」です。これは、江戸時代(1854年)に中部地方から九州地方の太平洋沿岸に大きな津波被害をもたらした「稲むらの火」のモデルにもなった「安政南海地震」の発生した日にちなんだものです。当時は、津波の危険を知らせる手段はありませんでした。「稲むらの火」の逸話は、和歌山県広村の濱口梧陵という人が、自分も津波に巻き込まれながらも、稲むらに火をつけて、暗夜の中で逃げ遅

れた人々を安全な場所に導いた、という実話のもとになっています。現在では、津波警報等は多くの手段によって皆さまに伝えられています。

ご存じのとおり、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、津波で多くの方が亡くなりました。そして、実はこのうち聴覚障害者の死亡率が聴覚に障害のない人の2倍にのぼったことがわかりました。それは、避難を呼びかける防災行政無線やサイレン、広報車の音が聞こえなかったことに加え、停電によりテレビの字幕や携帯メールが使えなかったことが大きな原因になったといわれています。気象庁ではこれをきっかけに、視覚による津波警報等の伝達のあり方を考えるため、「津波警報等の視覚による伝達のあり方検討会」を設置しました。検討の結果を受け、気象庁では、海水浴場や海岸付近では「赤と白の格子模様の旗」を用いて、聴覚に障害をもつ人や、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の人に対して津波の危険を知らせることにしました。

津波警報や津波注意報が発表されると、海水浴場などでライフセーバーや監視員が津波フラッグを振ってお知らせします。また、旗を建物に掲げるなどの方法で知らせることもあります。ただし、海の近くで強い揺れや、強くなくても長時間の揺れを感じたときは、津波警報等の情報を待つのではなく、直ちに避難すべきです。旗を振る人も、情報を発信し続けることで結果的に避難が遅れることはあってはいけません。安全が確保されていないときは、旗は振らずに直ちに避難する必要があります。このことは情報を受け取る私たちも十分知っておくべきでしょう。

九州では、11月5日に津波フラッグを使った訓練を計画している自治体もあるようです。今後は、テレビやラジオなどで津波警報を聞いた、携帯電話に津波警報等のメールが届いたといった場合に加えて、この「津波フラッグ」を見たら、津波の危険があり海から離れて避難する合図だ、ということを知ってほしいと思います。

ご意見をお待ちしています

問合せ先

〒810-0052 福岡市中央区大濠 1-2-36

福岡管区気象台防災調査課はれるんマガジン編集部

電話：092-725-3614

Fax：092-725-3163

e-mail：fukuoka_bousaichousa●met.kishou.go.jp

●マークは半角@に置き換えてください

次回の発行は11月の予定です。